審査基準（公表用）

様式第３号

所管部（局）・課　生活衛生課

法令名	狂犬病予防法	法令番号	昭和２５年法律第２４７号
手続名	犬等の死体の引渡に関する許可	根拠条項	第１２条

審査基準

第８条第１項に規定する犬等が死んだ場合には、その所有者は、その死体を検査又は解剖のために狂犬病予防員に引き渡さなければならないが、狂犬病予防員が許可した場合は、この限りではない。

○法第８条第１項

狂犬病にかかった犬等若しくは狂犬病にかかった疑いのある犬等又はこれらの犬等にかまれた犬等については、これを診断し、又はその死体を検案した獣医師は、厚生労働省令の定めるところにより、直ちに、その犬等の所在地を管轄する保健所長にその旨を届け出なければならない。ただし、獣医師の診断又は検案を受けない場合においては、その犬の所有者がこれをしなければならない。

受付機関	保健福祉事務所	処理機関	保健福祉事務所	交付機関	保健福祉事務所	標準処理期間　１日 標準経由期間　日	目次No.	